

会 長	局 長	係 員

令和 7 年第 1 2 回 小坂町農業委員会会議録

令和 7 年 1 2 月 4 日（木） 1 4 時 0 0 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員（8 人）は次のとおりである。

2 番 中 村 修 太 郎 3 番 阿 部 龍 平 4 番 小 舘 康 弘
5 番 木 村 功 6 番 宮 舘 秀 樹 8 番 本 田 立 子
9 番 中 村 仁 10 番 亀 田 静 子

2. 欠席委員（2 人）は次のとおりである。

1 番 安 保 清 栄 7 番 奈 良 延 浩

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 岩 澤 秀 一
事務局長補佐 中 村 長 裕

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 中 村 長 裕

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

4 番 小 舘 康 弘 8 番 本 田 立 子

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1 報 告 第 2 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
第 2 4 号 秋田県農林水産フォーラムについて
第 2 5 号 大地ネギまつりについて
日程第 2 議 案 第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3 協 議 第 5 号 令和 8 年小坂町農業委員会定例総会開催日について

（ 1 4 : 0 0 ）

議 長 それでは、定刻になりましたので、これから令和 7 年第 1 2 回の総会を始めたいと
（亀田） 思います。

出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で 8 名出席です。

議 長 只今の出席者は 8 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。4 番、小舘康弘委員、8 番、本田立子委

員の兩名を指名いたします。

(14:02)

議長

では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりとなります。

日程第1、報告第23号について、事務局より説明を求めます。

事務局

報告第23号を説明いたします。

資料は2ページからとなります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告します。

今月は1件の届出がありました。

農地の所在は資料3ページのとおりです。その内訳は、田3筆、10,980㎡と畑5筆、4,530㎡で合計面積が15,510㎡です。4ページから届出の写しとなっており、農業委員会によるあっせん希望有りとなっております。現在、この農地については一部賃貸借されています。

以上で日程第1、報告第23号の説明を終了します。

議長

ここで、暫時休憩します。

(14:03)

再開します。

(14:06)

議長

報告第23号について質問意見等ありますか。

各委員

なしの声あり。

議長

それでは、報告第23号を終了します。

(14:06)

議長

続いて、報告第24号について、事務局より説明を求めます。

事務局

報告第24号を説明いたします。

資料は8ページからとなります。

次の9ページに新聞の切り抜き記事がありますが、11月13日に秋田市で行われた農林水産フォーラムで青年農業士に会長の息子さんである亀田稔さんが認定されました。県内全体では青年農業士に亀田さんを含め7名、指導農業士に12名の計19名が農業士に認定されました。

小坂町の農業にとっては明るい話題であります。今後の小坂町の農業の発展と、農業士としての活躍に期待したいと思います。

簡単ですが、以上で報告第24号の説明を終了します。

議長

ここで、暫時休憩します。

(14:07)

再開します。
(14:09)

報告第24号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第24号を終了します。
(14:09)

次に、報告第25号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第25号を説明いたします。
資料は10ページからとなります。
11月9日に大地地区で開催された3回目のネギまつりについてです。
資料11ページの新聞記事は、11月14日の北鹿新聞の切り抜き記事です。このイベントは今年で3回目となり、大地自治会が主催し鹿角市の北栄ファームの協賛により行われました。新聞の写真を見ても分かるとおり、たくさんの方が来場されています。新聞記事によると250人を超える来場があったようです。
農業委員会としても、このようなイベントの機会を活用して、農業委員会の活動のPRや農業者年金加入のPRを来年以降できるのではないかと個人的に思ったところです。
以上で、報告第25号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:10)

再開します。
(14:20)

報告第25号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第25号を終了します。
(14:20)

続いて、日程第2、議案第10号についてですが、この案件については、私の家族名義の農地に関する事案であります。よって、農業委員会等に関する法律第31条及び小坂町農業委員会規則第19条の議事参与の制限に該当しますので、退席いたします。

本案件の議事の進行につきましては、会長代理の6番宮舘秀樹委員にお願いします。

代理 それでは、改めまして、議案第10号について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号を説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請がありました。資料は13ページからとなります。
場所は上川原地区です。申請は田1筆で、面積は212㎡です。
申請者であるこの会社は、今年8月にも関連する工事の関係で5条による一時転用の申請をして、農業会議の常設審議委員会への諮問を経て許可を出しています。ですので、会社の概要については省略させていただきます。
今回の申請は、資料42ページの図面のとおり町道上川原1号線の道路脇で高速道路のすぐ近くです。転用後の使用目的は仮設の臨時駐車場で、令和9年7月31日までの期間での一時転用となっています。
申請理由として、資料55ページの共通事業計画書によると、東北自動車道の橋梁の工事契約を締結したことにより、工事現場周辺に工事車両等の駐車する場所が必要となった為とあります。
今回の申請にあたり、隣接地に土地改良区の柵があり、承諾を得ています。
また、58ページの一般事業計画書では農地転用を必要とする事業概要が示されていますが、これによると、厚さ22mmの鉄板を強いて使用するとあります。工事終了後の農地のことも考えてと思われれます。
なお、工事については、工期の延長も考えられますので、その際には再度申請をしたいとのことでした。
この案件については、県の農業会議に諮問する必要は無く、町の判断で処理してもよいとのことでした。
以上で、日程第2、議案第10号の説明を終了します。

代理 ここで、暫時休憩します。
(14:24)

再開します。
(14:27)

議案第10号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

代理 それでは、議案第10号について許可することで終了します。
(14:27)

ここで、暫時休憩します。

議長 再開します。

議長 次に、協議第5号について事務局より説明を求めます。

事務局 協議第5号を説明いたします。
資料は94ページからになります。
来年の農業委員会総会予定についてです。95ページのとおり事務局で(案)を作

製してみました。これについて、皆さんから意見ををお願いします。

なお、来年は3年に1回の農業委員及び最適化推進委員の選任の年となっている関係で、更新となる7月に臨時総会を開催する必要があり、そのため、年13回の開催予定となります。

以上で協議第5号の説明を終了いたします。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:29)

再開します。
(14:32)

協議第5号について質問意見等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 これで総会の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第12回総会を終了します。ありがとうございました。
(14:32)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田静子

署 名 委 員 小館康弘

署 名 委 員 本田立子